

佐世保市上下水道事業経営検討委員会 経営戦略【第4回】 議事要旨

日時：令和7年7月4日（金）9時00分～11時30分

場所：水道局4F研修室

出席委員 8名（1名欠席）

議題：

- ① 財源確保に関する再提案
- ② 水道料金体系

議事要旨

① 財源確保に関する再提案

前回委員会の指摘を踏まえ、当初3年間については、企業債を最大限活用した「27.5%の財源確保」を再提案し、委員会において、先送りの余地がない最小限の投資に対して、財源側も資産維持費に余剰を一切持たず、予定している事業に対して財源は原則全て企業債に求めることとしており、水道事業会計単独の限界値であることが確認されました。

② 水道料金体系

水源確保により経営環境が大きく変化し得ることを踏まえ、当初3年間は、現行の料金体系を維持し、負担の程度に差をつけない「一律改定」とすることを提案し、以下のような意見がありました。

- ・現行の料金はすでに全国上位水準であり、そこからの27.5%改定となるので、容易に認め難いところである。

- ・水源不足のため、配水量の抑制を図る「節水型経営」を余儀なくされており、現行料金が高水準となっている。水源確保によって早期に節水型経営からの脱却を図るべきである。

- ・通増料金は、節水型経営のため少水量世帯を優遇することは一定理解できるが、多量使用の階層の通増度が緩やかになっているのは、大口需要者に対する政策的配慮であり、本来、水道料金で考慮すべきものではない。政策側で助成等を行うなどで対応するべきものである。

・水道は生活インフラであるため低所得者層への配慮をしてほしい。少量世帯優遇の料金体系は、低所得者層への配慮ともなっているが、世帯人数が多い低所得者の世帯は、従量料金が発生する。これも政策的に社会保障の中でしっかりと議論してほしい。

・社会保障や産業育成等は市長部局を含めて横断的に政策展開していくべきものであるため、そのような検討をしてもらいたい。

・これまでの審議を通じて、佐世保市単独での経営が限界に達していることが浮き彫りとなった。令和元年の水道法改正において、都道府県が主体的に事業経営の広域化を進めることとなっているが、長崎県において進展が見られない。広域化についても、積極的に進めていくべきと思われる。

・石木ダムの遅延によって、市民は本来必要のない負担を負わされており、それに対し、市民は我慢することしかできない立場にある。水道が値上げになれば、企業も来ない、雇用も生まれないなどますます佐世保市は厳しい状況になる。このようなことを長崎県は認識できていないのではないか。今後、更なる遅延が生じた場合には県に補償を求めることなどを明確に示すべきではないか。

・前回（H22 年度）の料金改定では、水道局から 30%の料金改定案を提案された後に、一般会計の財政支援等により 20%に抑制されている。今回も同様に何らかの負担緩和の措置を一般会計側で検討いただきたい。

・次回答申を取りまとめる。27.5%の財源確保と一律改定について、水道事業会計内での対応としてはやむを得ないものと考えているが、本日の意見を踏まえた条件付きの答申になると思われる。

以 上